

立川市第 7 次生涯学習推進計画 主な変更内容について

No	頁	該当箇所	変更前	変更後
1	1	第 1 章 計画の概要 第 3 節 範囲と位置付け		【図1-1】「立川市教育委員会教育目標」を追加。
2	4	第 2 章 立川市の取組と評価 第 1 節 立川市の取組	【図2-1】 ・錦学習館及び西砂学習館の中規模改修工事 ・地域学習館・学習等供用施設へのWi-Fiの設置	【図2-1】 ・錦学習館及び西砂学習館の中規模改修工事 ・ <u>滝ノ上会館の中規模改修工事</u> ・地域学習館・学習等供用施設へのWi-Fiの設置
3	13	第 3 章 生涯学習社会の実現に向けて 第 1 節 生涯学習社会の実現に向けて	【標題】第 3 章 生涯学習社会の <u>推進</u> に向けて 第 1 節 生涯学習社会の <u>推進</u> に向けて	【標題】第 3 章 生涯学習社会の <u>実現</u> に向けて 第 1 節 生涯学習社会の <u>実現</u> に向けて
4	18	第 5 章 共通して取り組む重点項目 学習拠点としての地域学習館の機能の強化	【標題】 <u>地域拠点</u> としての地域学習館の機能の強化	【標題】 <u>学習拠点</u> としての地域学習館の機能の強化
5	20～40	第 6 章 施策目標・施策の方向・具体化の取組 写真に対するキャプション	【キャプション】記載の有無が不統一	【キャプション】すべて削除 ※原案作成時にすべての写真にキャプションを付ける予定
6	23	第 6 章 施策目標・施策の方向・具体化の取組 施策目標 I－施策の方向 1－具体化の取組③ 交流の場や機会の提供	【取組事項】地域学習館まつりの実施 また、錦学習館 <u>や</u> 幸学習館では、大学生とのコラボレーション企画を展開しており、…	【取組事項】地域学習館まつりの実施 また、錦学習館、 <u>高松学習館</u> 及び <u>幸学習館</u> では、大学生とのコラボレーション企画を展開しており、

7	27	第6章 施策目標・施策の方向・具体化の取組 施策目標Ⅰ－施策の方向2－具体化の取組② 多様な主体と連携・協働した学習機会の創出	【取組事項】たちかわ市民交流大学庁内調整委員会による調整と連携 <u>庁内調整委員会が中心となって、関係部署や関係施設が連携・協力して事業を行います。</u>	【取組事項】たちかわ市民交流大学庁内調整委員会による調整と連携 関係部署や関係施設が連携・協力して事業を行います。
8	32	第6章 施策目標・施策の方向・具体化の取組 施策目標Ⅲ－施策の方向1 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進	【本文】<u>地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するため、地域について、子どもから大人までが学び、活動する機会をより充実させます。</u> <u>社会や地域に貢献したいと</u> <u>思っている市民は多くいま</u> <u>す。地域課題の認識を深め、</u> <u>解決策の検討に参画し、地域に</u> <u>自らが主体的に参加し協働す</u> <u>るまでの流れを意識した方法</u> <u>の充実を図ります。学びの成</u> <u>果を地域に生かし還元できて</u> <u>いることの見える化を図ること</u> <u>により、それがさらなる学</u> <u>習意欲の向上になり、好循環</u> <u>を生み発展させるよう努めま</u> <u>す。</u> <u>社会の構成員としての市民</u> <u>が備えるべき市民性（シティ</u> <u>ズンシップ）の学習が大切で</u> <u>す。地域コミュニティにおけ</u> <u>る自己の役割と責任を認識</u> <u>し、社会参画すること、他者と</u> <u>協力しながら、市民社会の一</u> <u>員として主体的に地域課題に</u> <u>取り組む力を育むことも、生</u> <u>涯学習の目的のひとつです。</u> <u>学びを通じて「人づくり・つな</u> <u>がりづくり・地域づくり」の循</u> <u>環を生み、持続的な地域コミ</u> <u>ュニティを支える基盤形成を</u> <u>図ります。</u>	【本文】<u>社会の構成員としての市民が備えるべき市民性（シティズンシップ）の学習を大切にし、市民が地域コミュニティにおける自己の役割と責任を認識し社会参画する力、市民社会の一員として主体的に地域課題に取り組む力を育みます。地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するため、子どもから大人まで地域を学び、活動する機会をより充実させます。</u>

9	32	第6章 施策目標・施策の方向・具体化の取組 施策目標Ⅲー施策の方向 1ー具体化の取組① 「立川市民科」の推進	【本文】「立川市民科」は、<u>地域を担う多様な世代の人材の育成という観点で、他の自治体には見られない特徴的な取組です。生涯学習における「立川市民科」は市民が主体的に地域と関わり、地域に根差した探究的な学習を深めることにより、地域を大切にする思いを育み、新たな未来を拓いていく、よりよい社会の担い手たる市民としての実践を目的とした学習を目指す必要があります。生涯学習を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、よりよい社会の実現に向け、主体的に考え、行動する市民となる学びの場を形成します。住民としての生活課題や社会課題に対して、生涯学習という手段で、必要な知識の習得のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や課題解決を社会の構成員の一員として主体的に取り組む力を育み、まちに貢献し、まちづくりを担う市民を輩出するための生涯学習を実施します。</u> 世代を越えた交流や関わりが少なくなっている今、学校教育における「立川市民科」と連動あるいは一体となった取組など、子どもから大人まで多くの市民が参加したくなるような「立川市民科」の活動内容や実施方法の開発が求められています。	【本文】生涯学習における「立川市民科」では、地域の生活課題や社会課題に対して、必要な知識の習得のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、課題解決に主体的に取り組む力を育みます。また、世代を越えた交流や関わりが少なくなっている今、学校教育における「立川市民科」と連動した取組を進めます。 <u>学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤形成を図ります。</u>
10	46	資料編 3 立川市生涯学習推進審議会条例	【本文】 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、… 2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、市	【本文】 第2条 審議会は、<u>立川市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の諮問に応じ、… 2 審議会は、生涯学習の振

			<u>長</u>に建議することができる。 第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、<u>市長</u>が協議して任命する。 第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。	興に関する事項について、<u>委員会</u>に建議することができる。 第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、<u>委員会が立川市長</u>（以下「市長」という。）と協議して任命する。 第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会が市長と協議して別に定める。</u>
--	--	--	---	---